

岐阜県動物愛護推進員の公募要領

1 趣 旨

人と動物が共生する社会を実現するためには、動物と地域社会に深いかかわりを持つ方々と協力をしながら、地域に根ざした動物愛護を推進する必要があります。

そのため、岐阜県ではボランティアとして行政との連携と協働による活動や自主的な動物愛護に関する活動を積極的に行っていただく、動物愛護推進員を募集します。

2 募集人数

若干名

3 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 岐阜県内（岐阜市を除く）にお住まいの方又は動物愛護に関する活動拠点が岐阜県内（岐阜市を除く）にある方で、令和7年4月1日現在、18歳以上の方。
- (2) 動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と良識を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方。
- (3) 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）及びその他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない方。

4 活動内容

(1) 行政との連携と協働

ア 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村及び岐阜県動物愛護推進協議会が行う事業への協力を行っていただきます。

イ 年1回各保健所が開催する研修会及び意見交換会に参加していただきます。

ウ 災害時において、県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力を行っていただきます。

(2) 自主的な動物愛護と適正飼養の推進

ア 県民の方へ犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っていただきます。

イ 県民の方からの相談に応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術、その他の措置に関する必要な助言を行っていただきます。

ウ 犬、猫等の動物の所有者の方の相談に応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲渡のあっせん、その他の支援を行っていただきます。

(3) 活動報告

動物愛護推進員としての活動された内容を年1回報告していただきます。

5 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

6 応募方法

下記の必要書類を県庁生活衛生課へ令和7年1月16日（木）までに持参又は郵送（当日消印有効）してください。

(1) 応募用紙（様式1）

(2) 小論文（様式2）

テーマ：「岐阜県動物愛護推進員として活動したいこと」

文字数：自由書式で、800字程度（400字詰原稿用紙2枚程度）

その他：提出した応募用紙及び小論文は、返還しません。

7 募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月16日（木）

8 選考方法

- (1) 書類審査及び面接により選考の上、決定します。
- (2) 面接は、令和7年2月頃に岐阜県庁内会議室で実施します。時間と場所は、後日改めて連絡します。
- (3) 応募いただいた方全員に個別に結果を令和7年3月上旬頃通知します。

9 応募先及び問い合わせ先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部 生活衛生課 動物愛護係

電話：058-272-1986

10 その他

- (1) 応募にあたっては、別添の「岐阜県動物愛護推進員設置要綱」をよくお読みください。
- (2) 応募の際にいただいた住所・氏名等の個人情報、他の目的で使用したり、第三者に提供することはありません。
- (3) 動物愛護推進員に決定後、動物愛護推進員養成講習会を受講していただきます。講習会の日時及び場所は後日改めて連絡します。
- (4) 動物愛護推進員は、公務員に準ずるような職務資格を有してはいませんので、立入検査や措置命令などの権限はありません。
また、活動を行う上で知り得た情報は第三者に漏らしてはいけません。
なお、動物愛護推進員としての任を解かれた後も同様です。
- (5) 活動に対する謝礼や交通費などの支給はありません。